

公の施設のあり方について

1 指定管理者制度を導入する施設

(1) 公募により指定管理者制度を導入する施設

次の施設については、民間のノウハウを活用して、より質の高いサービスの実現や行政のスリム化・効率化が期待できることから、公募により指定管理者制度の導入を図ることとしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期 (予定)	所管課
(仮称) 湊統合保育所	湊地区の4ヶ所のへき地保育所（公設民営）の統合に伴い、新設予定の施設。民間ノウハウの活用が効果的かつ効率的であると認められることから、供用開始時から指定管理者による管理とする。	平成21年度	児童家庭課
コミュニティプール	平成19年5月にオープンしたスポーツ施設。収益性があり、指定管理者自らの経営努力によるサービス向上や利用者の増加が期待できる施設であり、管理経費の精査が終了次第、指定管理者による管理とする。	平成22年度	スポーツ振興室

(2) 公募によらず指定管理者制度を導入する施設

次の施設については、より質の高いサービスの実現や行政のスリム化・効率化のため、指定管理者制度の導入を図りますが、設置目的を勘案して公募によらないこととしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期 (予定)	所管課
(仮称) 城南コミュニティセンター	地域密着型のコミュニティ施設として新設予定のもの。地域住民により組織された団体が指定管理者として管理運営を行うことにより、住民自治意識の向上や地域住民のニーズに応じたより質の高いサービスの実現を図る。	平成21年度	環境生活課

2 当面、市の直接管理とする施設

(1) 当面、市の直接管理を継続しつつ、管理運営のあり方について検討する施設

次の施設については、当面、市が直接管理を行いつつ、管理運営のあり方を検討することとしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期 (予定)	所管課
斎場	火葬業務を行う葬祭施設。当面、個別業務の委託の推進により効率化を図る。また、指定管理者制度の導入についても検討する。	(当面、現状維持)	市民課
公設地方卸売市場	卸売市場法に基づく地方卸売市場。将来的には民営化等の管理形態の変更が望ましいが、市場内事業者の合意形成や老朽化し	(当面、現状維持)	公設地方卸売市場

	た施設の改修等の課題の整理が必要である。		
大塚山墓園、真宮墓地公園、一本木墓園、冬木沢墓園、市墓地	合計 3851 区画を有する公営墓地。大塚山墓園内に整備予定の「納骨堂」の供用開始後、その運営状況を踏まえたうえで、指定管理者制度の導入を検討する。	(当面、現状維持)	花と緑の課
やすらぎ広場ホテルの森	ホテル祭りその他のイベント会場として活用されている北会津地区の振興を目的とした施設。民間ノウハウを生かした管理運営が可能であり、指定管理者制度の導入を検討する。	(当面、現状維持)	花と緑の課
鶴ヶ城公園	国指定史跡若松城跡を主たる区域とする都市公園。現状においては、施設の性格上収益性が低く、指定管理者制度導入の効果が見込まれないことから、当面は現行の管理方法を維持するが、収益の確保の方策等様々な検討を加えるとともに、指定管理者制度の導入を検討する。	(当面、現状維持)	花と緑の課
背炙山公園	背炙山に設置された都市公園(風致公園)。公園内のレストハウスや野草ゾーンを活用した施設の利用促進を図るため、指定管理者制度の導入を検討する。	(当面、現状維持)	花と緑の課
市営住宅、改良住宅、特別市営住宅	合計戸数 2603 戸を数える公営住宅。福島県営住宅の指定管理者による管理の状況を十分検証し、そのメリット・デメリットを踏まえて、指定管理者制度の導入を検討する。	(当面、現状維持)	建築課

(2) 当面、市の直接管理を継続しつつ、施設のあり方を検討する施設

次の施設については、実施している事業などのソフト面や老朽化等のハード面において、検討すべき課題が多くみられるため、当面、市が直接管理を継続しつつ、総合的な検討を行っていくこととしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期(予定)	所管課
金川福祉館	障がい者の地域生活支援施設。業務委託による相談窓口が設置されているが、施設の老朽化が著しいため、施設のあり方について検討する。	(当面、現状維持)	社会福祉課
城前児童センター、行仁町児童センター、材木町児童館、西七日町児童館	児童福祉施設。民間委託のこどもクラブの支援や先導的役割を果たしているが、放課後こどもプランや施設の老朽化を踏まえ、中長期的に事業の再編を検討する。	(当面、現状維持)	児童家庭課
中央保育所、広田保育所、大田原保育所	中央保育所は旧会津若松地区、広田、大田原両保育所は河東地区に設置の保育所。児童数 229 名(平成 19 年 4 月現在)。市立保育所のあり方や必要性について 3 施設を一体的に検討する。	(当面、現状維持)	児童家庭課
広田保育所八田分園	河東町八田地区に設置の保育所。児童数	(当面、現状)	児童家庭課

	13名(平成19年4月現在)。児童の社会性の育ち、友人関係の広がりや保育環境の向上を図るため、広田保育所への統合を検討する。	維持)	
荒館保育所、川南保育所	北会津地区に設置の保育所。児童数92名(平成19年4月現在)。北会津地区シビックゾーン整備に係る基本方針に基づき、統合移転を検討しており、それまでの管理形態は現状を維持する。	(当面、現状維持)	児童家庭課
母子生活支援施設すずらん寮	児童福祉法に基づく母子世帯等の生活を支援する施設。3世帯6名の入所者に対して正規職員3名の配置を行っていることや施設の老朽化が著しく、入浴設備が不備である一方で、財政上建替えが困難であるため、そのあり方を総合的に検討する。	(当面、現状維持)	児童家庭課

3 廃止する施設

次の施設については、現在の状況を踏まえ、今後の方向性を検討した結果、廃止することとしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期(予定)	所管課
河東西部体育館	旧河東町民体育館(昭和33年建築)。老朽化が著しいことから、安全性の確保・適切な維持管理とも困難であるため、社会体育施設としては早期に廃止せざるを得ない。	平成21年度	スポーツ振興室

4 市が直接管理する施設

(1) 現状の管理運営方法を一部見直す施設

次の施設については、市が直接管理を継続いたしますが、効率化を図るため、その管理の方法について見直すこととしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期(予定)	所管課
水道施設	水道事業の責務である安全な水の安定供給のため、市の直接管理とする。事業の効率化に向けては、個別業務の委託を推進する。	(当面、現状維持)	水道部
北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館、河東公民館、中央公民館 神指分館	地域の核となっている社会教育法に基づく公民館。社会教育の主旨を踏まえ、住民参加・協働により、より効果的かつ効率的な管理運営の実現を図る。	平成23年度	各地区公民館(神指分館にあっては、中央公民館)

次の施設については、中央公民館及び会津図書館を包含した形で新たに建設・設置される予定です。

施設の名称	説明・特記事項	供用開始 (予定)	所管課
(仮称)生涯学習総合センター	現中央公民館の敷地内に建設予定の施設。市の生涯学習に関する施策を直接反映するため、基幹業務を市が直接担い、窓口業務等の一部業務についてボランティアの活用を検討する。	平成22年度	生涯学習課、中央公民館、会津図書館

(2) 現状の管理運営方法を継続する施設

次の施設については、施設が小規模である等の理由により、管理運営形態の変更によるサービス向上や経費の削減が困難であることから、市が直接管理を継続することとしました。

施設の名称	説明・特記事項	実施時期 (予定)	所管課
コミュニティ施設ピカリンホール	北会津支所に併設されている集会施設。同支所の職員による現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	北会津支所総務課
八田地区交流センター	河東町八田地区の集会施設。利用状況等を勘案すると現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	河東支所住民福祉課
ノーマライズ交流館パオパオ	主に特定の福祉団体に年間を通して個別に許可を行っている福祉施設。施設の形状から指定管理者の裁量により運営できる範囲が限られており、現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	社会福祉課
河東園芸ふれあいセンター	生きがいつくりや介護予防のために河東地区に設置されている施設。小規模な施設であり、現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	高齢福祉課
大木の芝原公園	北会津地区に設置の児童遊園。本施設単独では施設の規模が小さいことなどから、現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	児童家庭課
保健センター、河東保健センター	地域保健法に基づく市町村保健センター。主として市自らが保健衛生事業の実施のため使用しており、庁舎の延長的な位置づけとなっている。	(現状維持)	健康増進課
夜間急病センター	医療施設。本施設の運営には、医師の確保が不可欠であることから診療業務を会津若松市医師会に委託しており、効果的かつ効率的な運営がなされている。	(現状維持)	健康増進課
基幹集落センター	湊市民センターに併設の農村環境改善施設。現状の同センター職員による管理形態が合理的である。	(現状維持)	農政課
北会津農村環境改善センター	北会津公民館に隣接の農村環境改善施設。現状の同館職員による貸館業務の実施が合理的である。	(現状維持)	農政課

多目的農村広場	北会津地区に設置の農村環境改善施設。貸し出し業務は、北会津公民館で行っており、現行の管理形態が合理的である。	(現状維持)	農政課
ヘリポート	北会津地区に設置のヘリポート。利用頻度は低いが、施設の形態からも現状の管理形態が合理的である。なお、今後のインフラ整備の進捗状況により、施設のあり方について検討の必要が生じる。	(現状維持)	農政課
農村公園	北会津町及び河東町地内を中心に20の公園が設置。日常的な管理業務を地区に委託しており、効率的な管理が行われている。	(現状維持)	農林課
都市公園・緑地	指定管理者に管理を行わせている公園を除く44公園。個々の施設の規模が小さいことから現状の管理形態が合理的である。なお、大町中央公園などの比較的規模の大きな公園について指定管理者制度の導入の可能性を研究する。	(現状維持)	花と緑の課
市道	法令により指定管理者に行わせることのできる業務が清掃、除草等に限定されており、市が総合的に道路管理を行うことが効果的かつ効率的である。	(現状維持)	道路維持課
公共下水道、農業集落排水処理施設、個別生活排水処理施設	維持管理について民間委託しており、現状で十分効率的な管理がなされている。	(現状維持)	下水道課
少年センター	少年の非行防止と健全な育成のため、栄町第2庁舎内に設置されている施設。庁舎の一部として運営されていることから、現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	生涯学習課
少年の家	少年の健全育成のために鶴ヶ城三の丸に設置されている施設。極めて小規模な施設であり、現状の管理形態が合理的である。	(現状維持)	生涯学習課
院内御廟	史跡会津藩主松平家廟所。整備事業を継続中であることから、市が直接管理する必要がある。	(現状維持)	文化課
中央公民館	(仮称)生涯学習総合センターに包含される予定であり、現時点で管理形態を変更する必要がない。	(現状維持)	中央公民館
会津図書館	(仮称)生涯学習総合センターに包含される予定であり、現時点で管理形態を変更する必要がない。	(現状維持)	会津図書館